

# 建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会報告書において 提言された石綿障害予防規則等の改正のポイント 大阪労働局労働基準部健康課

現行		改正 ※下線部分が改正内容	
<p><b>レベル1</b></p> <p>石綿含有吹付け材</p> 	<p>計画届 ※ 十四日前</p>	<p>事前調査</p> <p>作業計画</p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>负压隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時点検</p> <p>作業開始前の负压点検</p> <p>等</p>
<p><b>レベル2</b></p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> 	<p>作業届 ※ 工事開始前</p>	<p>事前調査</p> <p>作業計画</p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>负压隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時、<u>変更時</u>点検</p> <p>作業開始前、<u>中断時</u>の负压点検</p> <p><u>隔離解除前の取り残し確認</u></p> <p>等</p>
<p><b>レベル3</b></p> <p>スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材</p> 		<p>事前調査</p> <p>作業計画</p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>けい酸カルシウム板1種※2（<u>破碎時</u>）</p> <p>仕上げ塗材（<u>電動工具での除去時</u>）</p> <p>等</p>
			<p><b>レベル3</b></p> <p>スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p>

事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事）<sup>※1</sup>が対象

計画届（レベル2も計画届）  
※ 十四日前

事前調査  
※調査方法を明確化  
資格者による調査  
調査結果の3年保存、現場への備え付け  
作業計画  
作業状況等の写真等による記録・3年保存  
掲示  
湿潤な状態にする  
マスク等着用  
作業主任者の選任  
作業者に対する特別教育  
健康診断

负压隔離

集じん・排気装置の初回時、変更時点検

作業開始前、中断時の负压点検

隔離解除前の取り残し確認

等

**隔離**  
※負圧は不要

※1 解体部分の床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事  
 ※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

# 石綿障害予防規則等の主な改正内容と施行日

## 1 解体・改修工事開始前の調査

- ・ 事前調査の方法の明確化（設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等）
- ・ 石綿が含有されているとみなして措置を講じる場合は分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用
- ・ 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設
- ・ 事前調査及び分析調査の結果の記録等（記録項目の明確化、3年保存の義務化、作業場への記録の写しの備え付け義務化等）

令和3年4月施行

令和3年4月施行

令和5年10月施行

令和3年4月施行

## 2 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

- ・ 計画届の対象拡大（作業届対象作業を計画届の対象に見直し）
- ・ 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

令和3年4月施行

令和4年4月施行

## 3 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

- ・ 隔離・漏洩防止措置の強化（隔離解除前の除去完了確認、集じん・排気装置の設置場所等変更時の点検、作業中断時の負圧点検の義務化）

令和3年4月施行

## 4 隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

- ・ けい酸カルシウム板1種を切断等する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）
- ・ 仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）

令和2年10月施行

令和3年4月施行

## 5 その他の作業に係る措置の強化

- ・ 石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等による除去の原則禁止）
- ・ 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（除じん性能を有する電動工具の使用等の発散抑制措置の努力義務化）

令和2年10月施行

令和3年4月施行

## 6 作業の記録

- ・ 40年間の保存義務がある労働者ごとの作業の記録項目の追加（事前調査結果の概要及び作業実施状況等の記録の概要を追加）
- ・ 作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

令和3年4月施行

## 7 発注者による配慮

- ・ 事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務化

令和3年4月施行